

現況報告書及び受給者アンケートに関するQ & A

現況報告書及び受給者アンケートに関し、例年、問合せが多い事項を中心にまとめましたので、御参考の上、御対応をお願いします。

目次

1	現況報告書	3
(1)	報告の対象等について	3
(Q 1-1)	新たに指定を受けた講座についても報告が必要なのですか。	3
(Q 1-2)	報告の対象となるのは、教育訓練給付金の支給を受けた者だけですか。	3
(Q 1-3)	令和6年度に修了者がいなかった場合は回答しなくてよいのですか。	3
(Q 1-4)	複数の講座が指定を受けている場合、全ての講座について回答が必要なのですか。	3
(Q 1-5)	複数の講座が指定を受けているところ、「現況報告書回答対象講座一覧」に含まれていない講座がありますが、どうすればよいですか。	4
(Q 1-6)	一般教育訓練から特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練に移行した場合、報告はどのようにすればよいですか。	4
(Q 1-7)	令和7年度中に講座の廃止を予定している場合、現況報告書を回答する必要はありますか。	4
(2)	資格取得状況等について	4
(Q 2-1)	留年者、休学者、退学者、長期履修制度を利用した者等は、受講修了者数や入講（入学）者数に含めるのですか。	4
(Q 2-2)	資格取得試験等が別途設けられておらず、講座の修了（卒業）と同時に資格を取得できる場合、受験者数及び合格者数の回答はどうすればよいですか。	5
(Q 2-3)	令和6年度に講座を修了したが、令和6年度内に試験を受験できず、令和7年度に試験を受験した者については、受験者数及び合格者数に含めることができますか。	5
(Q 2-4)	パートやアルバイトとして雇用された者は、就職者（又は在職者）に含めるのですか。	5
(Q 2-5)	受講修了者の性別について、把握していない場合はどうすればよいでしょうか。	5
(3)	受講修了者による講座の評価等について	6
(Q 3-1)	修了者アンケートについて、既に卒業して連絡がつかない、仕事が忙しくアンケートに回答してもらえない等の場合はどうすればよいですか。	6
(4)	その他	6
(Q 4-1)	現況報告書は紙媒体で提出できないのですか。	6
(Q 4-2)	現況報告書を回答しなかった場合はどうなるのですか。	6
(Q 4-3)	報告した実績が芳しくない場合、当該講座指定に何らかの影響が生じるのですか。	7
(Q 4-4)	現況報告書に回答した内容は一般に公開されるのですか。	7
2	受給者アンケート	7
(1)	アンケートの対象等について	7
(Q 1-1)	受給者アンケートの案内が送られてきていない場合、本アンケートは実施しなくてよいのですか。	7
(Q 1-2)	複数の講座が専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定を受けているところ、「受給者アンケー	

ト対象講座一覧」に含まれていない講座がありますが、どうすればよいですか。.....	8
（Q 1－3）「受給者アンケート対象講座一覧」に掲載されている講座について、今後講座の廃止を予定している場合、本アンケートを実施する必要がありますか。.....	8
（Q 1－4）受給者アンケートの対象者について教えてください。.....	8
（Q 1－5）途中で退学した者は受給者アンケートの対象となりますか。.....	8
（Q 1－6）「受給者アンケート対象講座一覧」に記載されている対象者数と、施設が把握している対象者数に相違がありますが、どうすればよいですか。.....	9
（2）アンケートの実施等について.....	9
（Q 2－1）依頼状を対象者に郵送する場合、送料は施設が負担しなければならないのですか。.....	9
（Q 2－2）昨年度も同じ方に同様のアンケートを送付しましたが、本年度もまた同様にアンケートを送付するのですか。.....	9
（Q 2－3）対象者の現住所を把握できない場合はどうすればよいですか。.....	9
（3）その他	10
（Q 3－1）本アンケートの回答率が芳しくない場合、当該講座指定に何らかの影響が生じるのですか。.....	10
（Q 3－2）本アンケートに回答しなかった場合、対象者に何らかの不利益が生じるのですか。.....	10

1 現況報告書

現況報告書は、実施要領 1 に記載のとおり、令和 7 年 10 月 1 日時点において指定を受けている専門実践教育訓練、特定一般教育訓練及び一般教育訓練の講座（実施要領 1 の但し書きに該当するものは除く。）が対象となる定例の報告書です。教育訓練施設が修了者に対するアンケート結果を取りまとめて、委託事業者に対し、Web 上で回答を行います。

（1）報告の対象等について

（Q 1－1）新たに指定を受けた講座についても報告が必要なのですか。

（A 1－1）対象として送付している講座については、報告が必要です。

令和 7 年 4 月又は令和 7 年 10 月に新規指定を受け、報告対象である令和 6 年度には指定を受けていなかった場合であっても報告が必要です。この場合、指定を受ける前の令和 6 年度の実績を報告してください。

（Q 1－2）報告の対象となるのは、教育訓練給付金の支給を受けた者だけですか。

（A 1－2）いいえ。教育訓練給付金の受給の有無に関わらず、令和 6 年度内に当該講座を修了（卒業）した全ての者が報告の対象となります。修了者アンケートについても、令和 6 年度内に修了（卒業）した全ての者を対象に実施してください。

なお、それぞれの回答項目について、修了者のうち教育訓練給付金の受給者の内数も報告してください。

（Q 1－3）令和 6 年度に修了者がいなかった場合は回答しなくてよいのですか。

（A 1－3）令和 6 年度に修了者がいなかった場合でも、修了者数 0 人として回答をお願いします。

（Q 1－4）複数の講座が指定を受けている場合、全ての講座について回答が必要なのですか。

（A 1－4）お送りした「現況報告書回答対象講座一覧」に記載されている講座については全て回答が必要です。各講座に付与されている Web 回答用の ID 及びパスワードを使用し、回答をお願いします。

（Ｑ１－５）複数の講座が指定を受けているところ、「現況報告書回答対象講座一覧」に含まれていない講座がありますが、どうすればよいですか。

（Ａ１－５）一覧に含まれていない講座があれば、書類をお送りした委託事業者宛て御連絡ください。

（Ｑ１－６）一般教育訓練から特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練に移行した場合、報告はどのようにすればよいですか。

（Ａ１－６）令和７年１０月１日時点の指定状況に基づき報告していただきますので、この時点で特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練として指定を受けていれば、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練として報告していただきます。その上で、報告対象である令和６年度に一般教育訓練として指定を受けていた期間が含まれる場合であっても、令和６年度の実績を報告してください。

（Ｑ１－７）令和７年度中に講座の廃止を予定している場合、現況報告書を回答する必要がありますか。

（Ａ１－７）令和８年３月３１日までに廃止を予定している講座については、現況報告書を回答する必要はありません。なお、その場合は別途、廃止届の提出が必要です。

（２）資格取得状況等について

（Ｑ２－１）留年者、休学者、退学者、長期履修制度を利用した者等は、受講修了者数や入講（入学）者数に含めるのですか。

（Ａ２－１）

①留年者、休学者及び退学者について

留年又は休学を経て修了（卒業）した者、及び退学者については、受講修了者数には含めません。

ただし、留年者、休学者及び退学者についても、入講（入学）者数には含めます。

②長期履修制度を利用した者について

長期履修制度を利用した者については、受講修了者数及び入講（入学）者数のいずれにも含めません。

（Ｑ２－２）資格取得試験等が別途設けられておらず、講座の修了（卒業）と同時に資格を取得できる場合、受験者数及び合格者数の回答はどうすればよいですか。

（Ａ２－２）修了（卒業）と同時に資格を取得できる講座については、受講修了者数と同じ人数を、受験者数及び合格者数として回答してください。

（Ｑ２－３）令和６年度に講座を修了したが、令和６年度内に試験を受験できず、令和７年度に試験を受験した者については、受験者数及び合格者数に含めることができますか。

（Ａ２－３）令和６年度に講座を修了したが、令和６年度内に試験を受験できず、令和７年度に試験を受験した者についても、受験者数及び合格者数に含めることができます。

（Ｑ２－４）パートやアルバイトとして雇用された者は、就職者（又は在職者）に含めるのですか。

（Ａ２－４）就職した（又は在職している）か否かは、雇用保険の加入要件を満たすか否かで判断してください。雇用保険の加入要件とは、31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であることを指します。これを満たす場合、パートやアルバイトとして雇用された者も就職した（又は在職している）と見なします。

（Ｑ２－５）受講修了者の性別について、把握していない場合はどうすればよいでしょうか。

（Ａ２－５）「回答しない」に計上してください。また、一部の方について把握していない場合については、その人数分については「回答しない」に計上してください。

なお、受講修了者数と「男性・女性・回答しない」の合計人数は必ず一致するよう計上してください。

(3) 受講修了者による講座の評価等について

(Q3-1) 修了者アンケートについて、既に卒業して連絡がつかない、仕事が忙しくアンケートに回答してもらえない等の場合はどうすればよいですか。

(A3-1) 郵送、メール、電話等、何らかの方法で可能な限り修了者に連絡を行い、アンケートの回収をお願いします。また、教育訓練給付金の支給を受けていない修了者に対しても、趣旨を御説明いただき、アンケートへの協力を求めてください。

現況報告書は毎年回答を求めるものであるとともに、明示書として受講希望者等に対し公開いただく必要もあることから、受講者の修了(卒業)時にあらかじめアンケート調査を行う旨の説明をする等今後は可能な限り事前の御準備をお願いします。

なお、現況報告書の回答が毎回0人など、著しく講座の実績把握ができないものについては、講座指定取消の対象となりますので、御注意ください。

(4) その他

(Q4-1) 現況報告書は紙媒体で提出できないのですか。

(A4-1) 申し訳ありませんが、紙媒体での提出は受け付けていませんので、依頼状に記載の Web 回答フォームから回答をお願いします。

(Q4-2) 現況報告書を回答しなかった場合はどうなるのですか。

(A4-2) 設定された期限までに回答せず、更に別途設定する最終回答期限(令和〇年〇月上旬予定)までに回答しなかった場合は、当該講座を今後継続して運営する意思がないものと判断し、当該講座の指定は原則令和8年4月30日付けで取消(指定期間満了扱い)となります。

施設の所在地変更があり、郵便物が届かない等、施設と連絡が取れずに回答期限を徒過した場合も指定取消の対象となりますので、施設の所在地や電話番号等に変更があった場合は、適切に変更の届出を行ってください。

(Q 4-3) 報告した実績が芳しくない場合、当該講座指定に何らかの影響が生じるのですか。

(A 4-3) 本調査は、講座の運営状況について把握するために例年実施しているものですが、基本的にはこの実績をもって直ちに指定の可否を判断するものではなく、指定の可否については、再指定申請時の調査票に記載された実績により判断します。

ただし、著しく実績が芳しくない場合や虚偽の報告を行った場合等は指定取消の対象となるほか、今回の現況報告書を期限までに回答しなかった場合は、原則令和8年4月30日付けで当該講座の指定は取消となりますので、御注意ください。

(Q 4-4) 現況報告書に回答した内容は一般に公開されるのですか。

(A 4-4) 回答いただいた内容は、Web上の「教育訓練講座検索システム」に掲載し、一般に公開します。また、教育訓練施設においては、明示書として受講希望者等に対し交付していただく必要があります。

2 受給者アンケート

受給者アンケートは、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの間に専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座を修了し、かつ、専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた者を対象に実施するアンケート調査です。本アンケートの実施に当たっては、該当する教育訓練施設から対象者宛てに依頼状を配付又は送付いただき、対象者が委託事業者に対し、Web上で回答を行います。

なお、本アンケートの対象とならない教育訓練施設（専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定講座を有しない施設及び専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定講座を有するが本アンケートの対象者がいない施設）については、受給者アンケートの御案内をお送りしていません。

(1) アンケートの対象等について

(Q 1-1) 受給者アンケートの案内が送られてきていない場合、本アンケートは実施しなくてよいのですか。

(A 1-1) 本アンケートの対象とならない教育訓練施設に対しては御案内をお送りしていませんので、本アンケートを実施する必要はありません。

（Ｑ１－２）複数の講座が専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定を受けているところ、「受給者アンケート対象講座一覧」に含まれていない講座がありますが、どうすればよいですか。

（Ａ１－２）専門実践教育訓練の指定を受けていても、本アンケートの対象者がいない講座については一覧に含まれていませんので、本アンケートを実施する必要はありません。

（Ｑ１－３）「受給者アンケート対象講座一覧」に掲載されている講座について、今後講座の廃止を予定している場合、本アンケートを実施する必要がありますか。

（Ａ１－３）本アンケートについては、令和７年 10 月 1 日時点で指定が有効な講座が対象となっていますので、今後廃止を予定している場合であっても、御協力をお願いします。

（Ｑ１－４）受給者アンケートの対象者について教えてください。

（Ａ１－４）本アンケートの対象者は、令和２年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座（令和 7 年 10 月 1 日時点で指定を受けているものに限る。）を修了し、かつ専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた者です。なお、現況報告書の回答に係る「修了者アンケート」の対象者とは異なりますので、御注意ください。

（Ｑ１－５）途中で退学した者は受給者アンケートの対象となりますか。

（Ａ１－５）本アンケートは専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定講座を修了（卒業）した者が対象となりますので、専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練金の支給を受けたことがあっても、途中で退学した者等、講座を修了（卒業）していない者は対象となりません。

(Q1-6)「受給者アンケート対象講座一覧」に記載されている対象者数と、施設が把握している対象者数に相違がありますが、どうすればよいですか。

(A1-6)「受給者アンケート対象講座一覧」に記載されている対象者数は、厚生労働省が把握しているおおよその対象者数であり、実際の対象者数とは異なる場合があります。

各教育訓練施設においては、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの間に当該講座を修了し、かつ、専門実践教育訓練給付金の支給申請のための「専門実践教育訓練修了証明書」もしくは特定一般教育訓練給付金の支給申請のための「教育訓練修了証明書」を交付した者を特定していただき、対象者に依頼状を配付又は送付いただくようお願いします。

なお、対象者宛ての依頼状は、厚生労働省が把握しているおおよその対象者数に基づき必要枚数を送付していますが、実際の対象者数がこれを上回る場合、お手数ですが、必要枚数分をコピーしていただく、又は御案内をメールでお送りいただく等の御対応をお願いします。

(2) アンケートの実施等について

(Q2-1) 依頼状を対象者に郵送する場合、送料は施設が負担しなければならないのですか。

(A2-1) 依頼状を郵送いただく場合、申し訳ありませんが、送料は施設にて御負担をお願いします。
なお、本アンケートの御案内は郵送に限らず、メールでお送りいただく等でも差し支えありません。

(Q2-2) 昨年度も同じ方に同様のアンケートを送付しましたが、本年度もまた同様にアンケートを送付するのですか。

(A2-2) 本アンケートは、受講修了後の効果を測るために、受講修了後数年間にわたり継続して対象者の方に回答をお願いしているものです。ついては、お手数ですが、本年度も同様にアンケートの送付に御協力をお願いします。

(Q2-3) 対象者の現住所を把握できない場合はどうすればよいですか。

(A2-3) 可能な範囲で連絡先をお調べいただき、アンケート送付に御協力をお願いします。なお、どうしても対象者と連絡が取れない場合、当該依頼状については破棄していただいてもかまいません。

(3) その他

(Q3-1) 本アンケートの回答率が芳しくない場合、当該講座指定に何らかの影響が生じるのですか。

(A3-1) 本アンケートの回答率が芳しくないことをもって、直ちに講座の指定取消等を行うことはありませんが、可能な限り本アンケートの実施に御協力をお願いします。

(Q3-2) 本アンケートに回答しなかった場合、対象者に何らかの不利益が生じるのですか。

(A3-2) 本アンケートは講座の受講効果を測るため、対象者に対し協力をお願いしているものであり、回答しなかったことにより対象者に対し何らかの不利益を生じさせるものではありません。

その他、御不明な点がございましたら、以下の URL または二次元コードの問い合わせフォームまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

株式会社エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング（厚生労働省委託事業者）

厚生労働省教育訓練給付金に関する調査事務局

〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 3-7727-1

電話 050-5538-0598（平日 10:00～17:00 ※土日祝、12/27～1/4 を除く）

【問い合わせフォーム】（3 営業日以内に順次回答）

URL : [https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=4BSUQiHSVECyFSho-](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=4BSUQiHSVECyFSho-oAHm1tJz9VAFMFKsdCFuPu3MXRUNjZYNjJUVUdWWEIwVldZUFZEQ0dWME5aSC4u)

[oAHm1tJz9VAFMFKsdCFuPu3MXRUNjZYNjJUVUdWWEIwVldZUFZEQ0dWME5aSC4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=4BSUQiHSVECyFSho-oAHm1tJz9VAFMFKsdCFuPu3MXRUNjZYNjJUVUdWWEIwVldZUFZEQ0dWME5aSC4u)

短縮 URL : <https://bit.ly/mhlw136>

(エイチティピー-エス://ピー-アイティー-エルワイ/エムエイチエルタブー 136)

